

## まちは劇場パフォーマーライセンス規約

まちは劇場パフォーマーライセンスは、一般の路上や施設でパフォーマンスを許可するものではなく、指定の場所・時間でのパフォーマンスを許可するものです。

### (1) パフォーマンス活動について

1. 事前予約のうえ、指定の場所・時間を必ず守ってください。
2. パフォーマーの都合による3日前～当日のキャンセルは認めませんが、やむを得ない場合は、必ず静岡市にメールまたはFAXで連絡してください。
3. 機材・道具・衣装等の搬入、搬出はご自身で行っていただきます。
4. 会場に専用の表示を設置し、ライセンス証を携帯してください。
5. 観客が通路部分に留まらないよう配慮し、声掛けを行ってください。
6. いかなる場合も各会場への車両の乗り入れは出来ませんので、ご自身で駐車場の確保を行って下さい。
7. 更衣室・控室等の用意はありません。トイレ・水道は公共のものをご利用ください。
8. パフォーマンス終了後には必ず会場の原状回復を行い、清掃をしてください。
9. 当日の急な荒天・積雪等によりパフォーマー及び観客の安全確保が難しい場合は、静岡市の判断で開催中止とさせていただきます場合があります。
10. 安全に運営できないと静岡市が判断する場合は、中止とさせていただきます場合があります。
11. 上記1や9、10、その他の事情等により開催中止になった場合も、交通費や宿泊費、得られるはずだった投げ銭などの補填はいたしません。
12. この規約の他、各活動場所の細則その他の規程に従ってください。

### (2) 投げ銭について

1. 観客からの好意での投げ銭を受け取ることは認めますが、強要は禁止します。
2. 投げ銭を求める場合の口上は、観客に不快感を与えないよう熟慮してください。

### (3) チラシの配布について

1. パフォーマンスを行っている最中に、自身の主催また参加・出演するイベント等のチラシを配ることは認めます。しかし、チラシの配布だけを行ったり、当該パフォーマー以外の者がチラシを配ることは認めません。
2. 「ご自由にお取りください」といった設置物は認めません。

(4) 禁止事項について

1. 火気・刃物等の危険物の使用は禁止します。ただし、パフォーマンス用ナイフは使用できますが、事前に静岡市との協議が必要です。
2. 大音量での音響機材の使用は禁止します。マイク・BGM の音量は会場周辺の店舗等の迷惑にならないよう観客に聞こえる程度の音量に設定してください。
3. 公序良俗に反するもの、特定の宗教・信条に偏ったパフォーマンスはできません。
4. 活動前後・活動中の物品販売行為は禁止します。

(5) 肖像権について

1. 静岡市が撮影したパフォーマンスに関する画像・動画等は、静岡市の HP・チラシ等各種告知、情報発信での使用、または静岡市が許可した媒体への掲載は、予めパフォーマーの承諾を得たものとして使用することがございます。
2. パフォーマー自身、パフォーマー同士、もしくはパフォーマー関係者により撮影された画像・動画の使用に関しては、観客の了承を得たり、プライバシーに配慮した上で、個々の責任により行うものとし、静岡市は一切関与しません。

(6) 活動中の事故・緊急時等について

1. パフォーマー自身の手荷物の盗難、パフォーマンスまたは安全誘導に関連して発生したパフォーマー自身及び観客等の死亡事故、負傷、その他の事故による紛争、損害については、パフォーマー自身が全責任を負うものとし、静岡市では、一切の責任を負いません。  
\* 対人・対物の損害補償に加入している方のみライセンスカードを発行します。
2. 活動時はパフォーマーとしての立場だけでなく、当該会場の運営管理者として常に安全に配慮してください。集客状況により、通行人の妨げになるような場合には、パフォーマンスの途中であっても一時中断するなどして適宜状況に応じた活動を行ってください。
3. 緊急時（災害等）は直ちに活動を中断し、避難導線の確保に努めてください。

(7) 安全管理について

1. まちは劇場パフォーマー（以下「まち劇パフォーマー」という）は、まちは劇場パフォーマーライセンス規約を遵守し、活動場所において想定される事故の未然防止に努めると共に、緊急事態発生時の円滑な応急対応の実施に備えてください。
2. 観客に危険が及ばないようにパフォーマンスの範囲と観客との間に適切な距離を確保してください。
3. 場所や時間に応じたパフォーマンスを行ってください。
4. パフォーマンスの実施にあたっては原則として2名以上で活動し、観客の整理を行うなど歩行者の通行を確保するよう対策を行ってください。未成年者が活動する場合は、必ず成人の同伴者を伴ってください。

5. 観客の整理が必要となった場合は、パフォーマンスを中断し、アナウンスするなど安全管理に努めてください。
6. 緊急事態の発生に備え、避難路及び避難場所を確認し、開演前に観客に対し、周知を図ってください。

(8) 貸出物品について

静岡市より貸出した物品について、必要な注意義務を怠ったことにより紛失、盗難されたときや、破損した場合（通常の使用ができない状態となった場合）は、その損害につき賠償いただきます。金額は原則として、その物品の購入額です。

(9) 問題が生じた場合の対応について

基本的にパフォーマーの自己責任としますが、必ず静岡市に速やかに知らせてください。たとえ小さなトラブルでもご連絡ください。

(10) ライセンスの取消・更新について

1. 申請内容に虚偽があった場合や活動内外を問わずトラブルを起こしたり、許可を受けた場所・時間以外での路上・公園、その他の民有地等での活動及び回遊パフォーマンスを行った場合、ライセンス規約を守れない場合等は、ライセンスの取消・無期限の活動禁止となります。
2. 観客や通行者、近隣の店舗等からクレームが多数発生したり、一般常識的なモラルを守れない等、まち劇パフォーマーの信用を毀損し運営に支障をきたす行為を行った場合はライセンスの取消・無期限活動禁止となります。
3. パフォーマンス中に差別的な表現や、静岡市の趣旨とはかけ離れた言動・行動・中傷・行為を行った場合はライセンスの取消・無期限活動禁止となります。
4. 静岡市の注意を聞き入れない、改善が見られない等、認定パフォーマーとして不適切であると事務局が判断した場合は、ライセンスの取消・無期限活動禁止となります。
5. ライセンス発行後、1年間「まち劇スポット」においてパフォーマンス活動をしなない場合は、ライセンスは無効となり、再申請が必要となります。ライセンス発行または更新1年以内に「まち劇スポット」において1回以上活動した場合は、自動的にライセンスの有効期限が1年更新されます。ライセンス発行時から最大5年間有効です。
6. ライセンス発行後、5年が経過した場合は、再度審査会に参加していただく必要があります。
7. 活動予定日の3日前～当日のキャンセルが頻繁にみられる場合、または無断で活動を行わない場合は活動禁止となることがございます（荒天等のやむを得ない場合は除く）
8. ライセンスカードは他人に譲渡、貸与してはなりません
9. ライセンスカードを紛失した場合は速やかに事務局に連絡してください。

(11) メンバー変更について

複数メンバーにより構成されるパフォーマーの一部または全部のメンバーに変更があった場合は速やかに事務局に連絡し、ライセンスカードを返納してください。審査会に併せてメンバー変更の審査を行い、合格した場合に新たにライセンスカードを発行します。

(12) 協議について

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈等に疑義が生じた場合は、当事者間で誠意を持って協議し、円滑に解決を図るものとします。

(13) 規約の変更について

まち劇スポットの運営上の事情等により、本規約を予告なく変更・改定・廃止する場合があります。